

2024年5月31日現在

書籍をご購入いただいた皆様へ

大原出版株式会社

【改訂表】

合格のミカタシリーズ 2024年対策 解いて覚える！
社労士択一式トレーニング問題集⑦ 健康保険法

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいた皆様には大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

合格のミカタシリーズ 2024年対策 解いて覚える！
社労士択一式トレーニング問題集⑦ 健康保険法
(2024年1月22日 初版発行)
ISBN 978-4-86783-074-1

箇所	改訂前	改訂後
解答321	-	健康保険組合は、毎事業年度末において当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合直営医療機関から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。）の1事業年度当たりの平均額の12分の3（当分の間は12分の2）に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の「12分の1」に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。